

集会（イベント）の手続きについて

許可申請が必要な集会とは

競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために公園を独占して利用することを指します。競技会、集会、展示会とは、人が集まって行うイベント一般をいい、運動会や地域のお祭りも含まれます。

※町会自治会の行事、教育機関が教育目的で使用する際は使用料が免除される減免申請手続きが必要です。

許可申請

受付期間

1. 町会自治会・教育機関：使用を希望する日の3か月前の1日より予約開始
2. その他の団体：使用を希望する日の2か月前の1日より予約開始

※減免の場合、申請受付から許可までの審査手続き期間は、原則7日間いただいております。ただし、土日祝日、年末年始は含みません。

受付場所

長池公園自然館

受付時間

9：00～17：00（年末年始を除く）

受付方法

イベント内容がわかる計画書を提出し承認／不承認の確認をしてください。承認された場合はご予約の上、公園使用許可申請書をご提出ください。

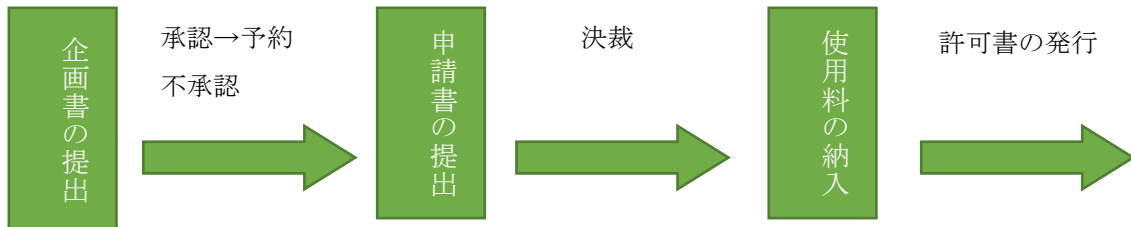
計画書には次に掲げる事項を記載してください。

1. 参加人数
2. 使用場所（使用範囲）
3. 使用する物品、機材
4. 当日連絡のつく連絡先

許可書の交付

受領した申請については、使用料の納入後、許可書を交付します。

許可申請のフロー図



使用料

1 公園 1 日あたり 980 円（時間の定めはありません）

許可基準

- ・ 公園内で行われる催しとして適切な内容であること。
- ・ 営利目的で参加費が徴収されていないこと、または参加費が実費相当額であること。

使用時間

要相談

※使用時間は搬入搬出時間を含みます。

※路上駐車など駐車場以外の公園内の駐車はできませんので、開錠時間をご確認ください。

駐車場開錠時間

【長池公園】夏期（3月～9月）8：30～18：30/冬期（10月～2月）8：30～17：30

【秋葉台公園】夏期（3月～9月）9：00～17：45/冬期（10月～2月）9：00～16：45

制限される場所と内容

長池公園姿池周での大音量、音響機材の使用

禁止事項

- 公園の現状を変えるような行為はおやめください。（枝を切る・穴を掘る・施設を移動する等）
- 路上駐車はご遠慮ください。
- 無人航空機（ラジコン飛行機やドローン等）の使用は禁止です。八王子市内の公園・緑地などでは、公園利用者の安全に配慮する必要があることから、上空通過を含めて使用できません。
- 直火厳禁です。火の取扱いについては要相談です。
- 近隣のご迷惑となるような、大きな音を出すことはできません。

- イベント終了後は清掃し、ゴミはお持ち帰りください。
- その他、公園管理上問題となる行為はしないこと。

注意事項

- **一般来園者の施設利用が優先されます。**来園者を排除・整理することや施設利用を制限することはできません。
- 条例等により施設内で禁止されている事項は、使用時にも禁止します。
- 一度納入した料金は天候の状況により使用できなかった場合でも一切返還できません。
- 注意事項が遵守されない場合は、当該許可を取り消し、次回以降の使用を許可しない場合があります。

提出書類

- 公園使用許可申請書
- 計画書など内容が確認できる書類（予約時にご提出ください。記載内容は参加人数、使用場所（使用範囲）、使用する物品機材、当日連絡のつく連絡先）

八王子市都市公園指定管理者ひとまちみどり由木
長池公園自然館
連絡先：042—678—4616